

文書番号 2026

# 庄内柿栽培基準

庄内柿部会

## 1. 栽培指針

より安全で美味しい生産物を供給すると云う庄内協同ファームの考え方にもとづき、化学肥料は使用せず、化学農薬の使用を出来るだけ減らし、さらに品質的にもより安定したものを生産、供給できるようにこの庄内柿栽培基準を策定する。

但し、同じ庄内柿であっても地域や、土壌条件により生育が異なる場合があるので、部会内での十分な話し合いや、技術の交流によって、組合員、協力組合員がこの基準に、達する様に努力する。

## 2. 適用範囲・運用

庄内柿部会の生産者で、庄内協同ファームを通して出荷される庄内柿全てに適用される。運用にあたり、生産者は部会の中で話し合い検討を加えて、主体的にこの栽培基準を作り上げ実践していく。

## 3. 栽培方法

- ① 整枝・剪定は病気の予防の為に空間を十分に取り、日当たり、風通しを良くする。
- ② 施肥、肥料は有機肥料とし化学肥料は使わない。
- ③ 防除は殺菌、殺虫剤を併せて年9成分までとし、その他は柿の体質を強くする様な資材で代替する。  
現在会員で使用されているものとしては、木酢液、天恵緑汁、玄米酢又は米酢、柿酢、漢方栄養剤等があり、経済的負担にならず効果のあるものを今後、部会等で検討して行く事とする。
- ④ 収穫色の十分に載った物から順次もぎとり糖度を確保する。
- ⑤ 脱渋 炭酸ガスの脱渋と焼酎による脱渋とする。（合成アルコールは使用しない）  
アルコール灼けを防ぐ為に柿に直接焼酎がかからない様に工夫する。

## 4. 防除について（平核無柿）

### （1）防除指針

隣接する地域の生産者と協調しながら、柿の栽培を継続し、おいしいと言われる柿を作るためには、今後もある程度の化学農薬による防除は続けざるをえないと考え、防除は地域の半分程度を目標にしてきた。

環境ホルモンやダイオキシンによる健康への影響を考え、対象病害虫を絞り、さらに、現段階での環境に対する影響の少ない農薬での防除を前提として、防除指針を策定し、今後とも、より農薬に頼らない柿作りへの技術の研究を進めて、防除回数は（殺虫、殺菌合計で）9成分以内とする。

## (2) 基本防除体系 (参考例)

対象病虫害	落葉病 うどん粉病	アザミウマ、カメムシ、 イラガ、ハマキ虫 ミノムシ
防除時期	殺菌剤	殺虫剤
5月末～6月初	成分数で一回	成分数で一回
6月初～6月末	成分数で一回	
6月末～7月初	成分数で一回	成分数で一回
7月初～7月中	成分数で一回	
8月中～9月初	成分数で一回	成分数で一回

化学農薬による防除だけでなく、天恵緑汁、米酢、木酢液、柿酢などにより、体質を強化し、病気にかかりにくい柿作りに心がける。

## (3) 耕種的防除方法

- 通年 ① 機械除草を実施する。又園地の清掃に努める。(4月被害落葉処分も含む)  
② 剪定及び新梢管理により常に通風、採光を図る。
- 秋期 ① 収穫直前の機械除草により、落葉処理の簡素化を図る。  
② 被害落葉の処分に努める。  
③ 粗皮削りを一年おきに行い、越冬害虫の密度を低下させる。
- 冬期 ① 剪定に於いて樹内部の通風が良い樹形を作り、側枝間隔を広めにする。

## 5. 記録

栽培方法、防除記録、農薬在庫管理記録をとり所定の用紙に記録する。(管理表に基づいて)

## 6. その他

- ① 環境ホルモン(外因性内分泌攪乱物質)と考えられる資材を使用しない。  
自主禁止農薬リストを参考に計画を立て、代替え対応をしていく。
- ② 使用農薬や肥料設計が基準にみたない場合は、その都度協議して配慮していくが、基準の見直しを含めた改善計画を立てる。
- ③ 天候などにより、病虫害の発生が予測されるときは別途協議する。

- 制定日：1994年7月01日  
 改訂日：2000年3月09日 基本防除体系の変更と追加  
 改訂日：2005年1月31日 栽培方法③の防除回数表現、防除指針の防除回数表現  
 改訂日：2007年3月5日 3. 栽培方法③の防除回数を6→8に変更。  
 4. 防除について  
 防除指針の防除回数を6→8に変更。基本防除体系を①～④に、又使用農薬名から成分回数で表現。
- 改訂日：2008年3月8日 1. 栽培指針一部表現削除  
 2. 適用範囲・運用一部表現削除  
 3. 栽培方法③に柿酢を追加  
 4. 防除について  
 (2) 基本防除体系表の変更。  
 柿酢を追加。  
 (3) 耕種的防除方法の追加。
- 改訂日：2009年2月26日 N010 微量元素資材について→有機質肥料の使用について  
 環境目的 微量元素資材の有効活用→有機質肥料を使用し環境を軽減する。  
 環境目標 微量元素資材の内容を調査する→有機質肥料の継続的使用。  
 ③ファーム及び部会で試験的に使用し有効度を確認する→削除
- 改訂日：2010年2月4日 4. 防除について  
 (1) 防除指針  
 防除回数も8成分以内を達成できるように努力する  
 ↓  
 防除回数は(殺虫、殺菌合計で)8成分以内とする。  
 (2) 基本防除体系  
 玄米酢→米酢に変更  
 防除体系表は参考例とする
- 改訂日：2013年2月28日 承認者名の変更  
 改訂日：2021年1月26日 作成者、責任者、確認者、承認者名変更  
 3. 栽培方法③防除回数8成分→9成分に変更  
 4. 防除について  
 (1) 防除指針の防除回数は8成分以内  
 → 9成分以内に変更

作成	策定	責任者	確認	承認
本間美佳	庄内柿部会	對馬啓太	小野寺仁志	今野裕之